

# 仕 様 書

## 1 件名

平成31年度 コピー用紙の購入（複数単価契約）

## 2 仕様内容

種 別	内 容	推定発注数量
A3用紙 (1箱:500枚×3冊)	・古紙パルプ使用 ・白色度80%以上 ・坪量 64~70g/m <sup>2</sup> 以上 ・紙厚 90~98μm 以上	153 箱
A4用紙 (1箱:500枚×5冊)	・古紙パルプ使用 ・白色度80%以上 ・坪量 64~70g/m <sup>2</sup> 以上 ・紙厚 90~98μm 以上	2,395 箱
B4用紙 (1箱:500枚×5冊)	・古紙パルプ使用 ・白色度80%以上 ・坪量 64~70g/m <sup>2</sup> 以上 ・紙厚 90~98μm 以上	25 箱
B5用紙 (1箱:500枚×5冊)	・古紙パルプ使用 ・白色度80%以上 ・坪量 64~70g/m <sup>2</sup> 以上 ・紙厚 90~98μm 以上	10 箱

※1 推定発注数量は、平成30年度見込実績（設置場所①～⑤の合計発注数量）を基に算出。

※2 モノクロコピー機、カラーコピー機、レーザープリンタ、普通紙FAXに使用適合するものとします。

※3 上記に記載した推定予想発注数量を参考に、各種1箱あたりの単価金額（税抜金額）で見積書をご提出願います（推定発注数量は実際の発注数量と同じかそれを上回る数量として設定した推定値であり、上記4種のいずれかにおいて実際の発注数量が推定予想発注数量を上回った場合は再契約となります。また、発注数量が予定数量に達しない場合であっても、期間満了をもって、この契約は終了いたします。ご了承ください）

※4 公社は、上記推定総数量の範囲内で発注を行い、受注者は発注から3日（土日祝日を除く）以内に「4 納品場所」に記載の場所に納品を行う。

※5 各納品先からの発注単位は、5箱以上（種別が異なる場合あり）とする。なお、納品に係る費用は受注者が負担する。

## 3 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

## 4 納品場所

①(公財) 東京都中小企業振興公社 秋葉原本社3階、4階

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9

☎ 03-3251-7881

②(公財) 東京都中小企業振興公社 知的財産総合センター

〒110-0016 東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階

☎ 03-3832-3656

③(公財) 東京都中小企業振興公社 住友商事神田和泉町ビル9階

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1番地13

☎ 03-5822-7237

④(公財) 東京都中小企業振興公社 助成課

〒101-0024 東京都千代田区神田練塀町33大東ビル4階

☎ 03-3251-7895

⑤(公財) 東京都中小企業振興公社 創業支援課

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル低層棟2階

☎ 03-5220-1141

## 5 注意事項

(1) 納品書及び請求書の送付先は、各設置場所とする。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び履行に際して不明な点が生じた場合は、公社と協議の上、その指示に従うこと。

(3) 落札者にあたっては、見積書記載の単価金額（税抜）に推定発注数量を乗じ、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって契約金額とします。

## 6 支払方法

納品確認後、請求書を受領した日から30日以内に指定口座へ振り込む。なお、振込手数料は公社の負担とする。

## 7 その他

[暴力団排除に関する特約事項]

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

[契約情報の公表]

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

①公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は、契約締結後14日以内に文書にて同意しない旨申し出ることができます。

[準備契約]

本契約は、平成31年度歳入歳出予算が、平成31年3月31日までに理事会で可決された場合において、平成31年4月1日に確定するものとする。

## 8 担当

(公財) 東京都中小企業振興公社 企画管理部総務課経理係 角田

電話) 03-3251-7898 FAX) 03-3251-7796

## 暴力団等排除に関する特約事項

### (暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

### (再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

### (不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をすること。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。